

暑さ対策商品登録制度 実施の要領について

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会

暑さ対策商品登録制度要領 （申し込み案内）

（目 的）

第1条 地球温暖化が進む中、都市部のヒートアイランド現象は、熱中症による死亡者が増加するなどますます深刻化している。そのため、当一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会（以下「協議会」という。）においても、ヒートアイランド現象を緩和させるため遮熱性舗装などの先端的技術の開発と導入促進を図るため認証制度を導入するなどの取り組みを進めている。しかしながら、酷暑的な気候変動が続く中では、その対策だけでは十分ではなく熱中症を予防するような暑さ対策を取り入れることが重要となってきた。

熱中症を予防する対策は、多岐にわたり、色々な商品が提案されているが、消費者にとって、暑さ対策への有効性などの情報が不足しており、安心して製品を選択することが可能となるような制度の導入が必要となってきた。

そのため、暑さ対策に有効な商品进行评估し、登録することにより、消費者に的確な商品情報を提供し、暑さ対策を推進するものである。

（定義）

第2条 この要領において、「登録」とは、第6条に基づき申請された暑さ対策商品について、第4条の基準（以下「登録基準」という。）に適合することを、協議会が認め登録することをいう。

（対 象）

第3条 登録の対象となる暑さ対策・予防に有効な商品は、以下に該当するもので、別表第1に掲げるものとする。

- （1） 暑さを軽減する商品、熱中症予防効果のある商品並びに熱中症予防に貢献する商品。
- （2） 特定の事業者等が使用するものではなく、広く一般の消費者等に使用される商品であること。
- （3） 暑さを軽減若しくは熱中症の予防に効果があると登録するために評価する基準が設定できる商品で、その基準に合致すると評価する方法等が確立ないし決定できるもの。

（登録基準）

第4条 登録の基準は、暑さ対策・予防に優れた性能等を有するもので、以下の評価項目に関する基準に全て適合するものとする。

- （1） 暑さの軽減や熱中症を予防するための有効な機能（成分を含む。）に係る別表第2の技術基準を満たしていること。
- （2） 危険・有害性がなく、製造工程管理及び品質管理体制が整い、市場に安定供給が可能な製造能力を有する別表第3の安全基準に適合すること。

- (3) 消費者の苦情等に対して適切に対応が可能であり、製品について、製造から出荷までのトレーサビリティが確保される別表第4の安心基準に適合すること。

(評価方法)

第5条 登録基準に対する評価方法は、登録基準ごとに、別表第5に示す通りとする。

(登録申請)

第6条 申請者は、様式第1に定める申請書により、協議会に登録申請を行うものとする。

2 申請書には、審査に必要な次の資料を添付するものとする。

- (1) 様式第1別紙1の事業者情報
- (2) 様式第1別紙2の商品概要説明書
- (3) 様式第1別紙3の登録基準適合に係る根拠情報
- (4) 様式第2の技術基準に係る試験結果
- (5) 様式第3の誓約書
- (6) その他の製品パンフレット、手数料振り込み領収書等の資料

(審査委員会)

第7条 暑さ対策商品に係る登録の審査を付託するため、協議会に暑さ対策商品審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に幹事会を設置することができる。

3 委員会及び幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(登録申請者等の要件)

第8条 暑さ対策商品の登録を受けようとする者（以下「新規申請者」という。）は、賠償責任保険等に参加していなければならない。ただし、協議会が特に認めた場合は、この限りでない。

(審査)

第9条 幹事会は、登録申請を受理後、速やかに登録申請書及び添付書類について形式審査を行い、第4条の登録基準及び登録申請者等の要件に合致するか否かの判断を行うことが可能と認められた場合は、委員会に付議するものとする。

2 幹事会から付議を受けた委員会は、第4条の登録基準に合致するか否かを判断する。

(登録)

第10条 協議会代表理事は、委員会の審査結果を受けて、登録基準に適合している場合は、申請者に対して様式第4に定める「登録証」を発行する。

2 登録証を発行する場合は、結果の通知と合わせて、以下について付記するものとする。

- (1) 登録マークの仕様及び使用上の注意
- (2) 登録番号
- (3) その他、必要事項

(登録証の有効期間及び更新の申請)

第11条 前条第1項の規定による登録証の有効期間は、登録証の交付を受けた日から起算

して3年を経過した日の属する協議会の会計年度の末日までとする。

- 2 登録証の有効期間を更新しようとする登録取得者（以下「更新申請者」という。）は、当該有効期間の満了の日の30日前までに登録更新申請書（様式第5）に、別に定める書類等（以下、「更新書類」という。）を添付して協議会に申請しなければならない。
- 3 協議会は、前項に規定する申請書及び更新書類を確認した結果、登録証の有効期間の更新に支障ないと認める場合は、登録証を更新申請者に交付するとともに、その旨を公表するものとする。
- 4 前項の登録証の有効期間は、その交付を受けた日から3年とする。

（登録マークの表示）

- 第12条 登録取得者は、登録証交付を受けた暑さ対策商品（以下「登録商品」という。）に別図の表示（以下「登録マーク」という。）を付すほか、当該商品のパッケージ、カタログ等に付すことができる。
- 2 前項の規定は、第11条に規定する期間内に出荷されるものに限り適用する。
 - 3 登録マーク及び登録番号を表示する場合は、表示した登録商品の施行後速やかに、様式第6に定める「登録マーク及び登録番号の表示に係る届出書」に必要書類を添えて、協議会に届け出るものとする。

（手数料等）

- 第13条 申請者は、別表第6に示す手数料を申請日までに、協議会に振り込みにより納付し、申請書に領収書を添付するものとする。

（登録証取得者の責務及び取り消し）

- 第14条 登録証取得者は、登録商品に係る関係法令、規定等を遵守しなければならない。
- 2 登録証取得者は、登録商品の品質、機能、性能及び安全性についての担保責任その他一切の責任を負うものとする。
 - 3 登録証取得者は、登録商品の普及に努め、国民の安全の確保に寄与し、社会公共の福祉の増進に資するものとする。
 - 4 協議会は、登録証取得者が下記のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

この場合、登録証取得者に対して通知するとともに、これを公表するものとする。

（1）第1項から第3項までの規定に違反した場合

（2）協議会に多大の損害を与える行為であると協議会が認めた場合

- 5 登録の取り消しに伴う損害等について、協議会は一切責任を負わないものとする。

（権利譲渡等の禁止及び特例）

- 第15条 登録証取得者は、第10条に規定する登録証マークを付す権利（以下「登録マーク使用权」という。）を第三者に譲渡、転貸、代理使用を認める等の行為をしてはならない。ただし、譲渡に関しては、譲渡を受ける者が次の各号を全て満たす場合はこの限りでない。

- (1) 第4条各号の規定を損なわず、登録証交付時の機能、性能が維持されていること。
 - (2) 第8条の規定を満たしていること。
 - (3) この要領及び登録契約に規定する登録証取得者の権利、義務が承継されること。
- 2 前項ただし書きにより第三者に登録マーク使用権を譲渡しようとする登録証取得者(以下「譲渡申請者」という。)は、暑さ対策商品登録マーク使用権譲渡申請書(様式第7)に、要領に定める書類等(以下「譲渡書類」という。)を添付して協議会に申請し、その承認を得なければ ならない。
- 3 協議会は、前項の申請書及び譲渡書類を確認した結果、登録マーク使用権の譲渡に支障ないと認めた場合は、登録マーク使用権譲渡承認書(様式第8号)により譲渡申請者に通知するものとし、通知した日をもって譲渡申請者が交付を受けていた登録証は無効とする。
- 4 協議会は、前項の規定により認証マーク使用権の譲渡を受けた者に新たに登録証を交付するとともに、その旨を公表するものとする。
- 5 前項の登録証の有効期間は、その交付を受けた日から譲渡申請者に交付されていた登録証の有効期間の満了の日までとする。

(弁 済)

第16条 登録取得者が第18条の規定に該当し、他の登録取得者又は協議会に重大な損害を与えたと認められたときは、他の登録取得者又は協議会は相当する弁済を求めることができる。

(協議会の支援)

第17条 協議会は、登録商品の広報や販路拡大等を支援するとともに、定期的に当該商品の販売状況等の把握に努めるものとし、本登録制度の普及、拡大を通じて協議会会員の業績発展に資するものとする。

(秘密保持義務)

第18条 協議会において本登録制度にかかわる者は、正当な理由なく、本登録制度において知りえた事実を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(知的財産権等の取り扱い)

第19条 協議会は、申請された登録商品に係る知的財産権、申請者の個人情報、申請者及び登録者からの提出書類等について、第18条に基づく秘密保持義務に配慮して、適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和7年2月1日から実施する。

別表第1 登録の対象となる暑さ対策商品（第3条）

区分	対象商品等	備考
1. 建 築 系	1.1 遮熱性フィルム	JIS A 5759 に適合したもの。
2. 日 よ け 系	2.1 オーニング	耐久性、強度について一般社団法人日本オーニング協会の規格基準と同水準の社内規格を有するもの。
	2.2 日傘	操作性、耐久性、強度について日本洋傘振興協議会の規格基準と同水準の社内規格を有するもの。
3. 衣 服 系	3.1 ファン付き作業服	ベストとファン及びバッテリーがシステム化されたものでバッテリーは電気用安全法に適合したもの。
	3.2 冷水作業服	水冷式ベストと保冷剤、バッテリーがシステム化されたものでバッテリーは電気用安全法に適合したもの。
4. 計 測 装 置	4.1 WBGT 測定器	電気用安全法に適合したもの。

別表第 2 技術基準（第 4 条（1））

区分	対象商品等	技術基準
1. 建 築 系	1.1 遮熱性フィルム	遮蔽係数 0.6 未満
2. 日 よ け 系	2.2 オーニング	日射量 800 W/m ² 以上において WBGT 低減効果 2.0℃以上
	2.2 日傘	日射量 800 W/m ² 以上において WBGT 低減効果 1.0℃以上で日射遮蔽率 80%以上
3. 衣 服 系	3.1 ファン付き作業服	送風能力 40L/sec で 10 時間持続
	3.2 冷水作業服	冷房能力 200kJ/h で 2 時間持続
4. 計 測 装 置	4.1 WBGT 測定器	測定誤差プラスマイナス 2.0℃以下

別表第3 安全基準（第4条（2））

（1）共通基準

共通基準	ISO9001 あるいは ISO22000 の規格認証若しくは同程度の認証を取得し、製造部門と品質管理部門が独立した組織で存在し、各種作業標準書に基づく製造及び品質管理が可能となっていること。
------	--

（2）個別基準

区分	対象商品等	安全基準
1. 建 築 系	1.1 遮熱フィルム	有害な物質を発生しない。
2. 日 よ け 系	2.1 オーニング	一般社団法人日本オーニング協会が定める安全性に係る規格に適合。
	2.2 日傘	日本洋傘振興協議会が定める規格基準に適合。
3. 衣 服 系	3.1 ファン付き作業服	有害な物質を発生しない。かつ、電気用安全基準に適合。
	3.2 冷水作業服	有害な物質を発生しない。かつ、電気用安全基準に適合。
4. 計 測 機 器	4.1 WBGT 測定器	電気用安全基準に適合。

別表第4 安心基準（第4条（3））

（1）共通基準

共通基準	品質保証部門が整備され、製造ロット管理が行われ、原材料から製造工程、品質管理、出荷等の作業シートが管理され、必要に応じキープサンプルが保存されており、トレーサビリティが可能となっていること。
------	---

別表第5 評価方法（第5条）

区分	対象商品等	評価方法
1. 建 築 系	1.1 遮熱性フィルム	JIS A 5759
2. 日 よ け 系	2.1 オーニング	オーニング有り無しそれぞれの WBGT を同時に測定する。測定高さは地表面から 1.1m とする。測定間隔は 1 分程度とし、連続して 30 分程度測定する。オーニング有り無しの WBGT の差が大きい順に 5 データを抽出し、それらの平均値をオーニングによる WBGT 低減効果とする。 WBGT の測定は JIS Z 8504 あるいは JIS B 7922 による。日射量は ISO9060:2018 におけるクラス B の日射計により測定する。
	2.2 日傘	日傘有り無しそれぞれの WBGT を同時に測定する。日傘は、日傘下端が地表面から 1.5m の高さに位置するよう水平に設置し、WBGT 測定高さは地表面から 1.5m とする。測定間隔は 1 分程度とし、連続して 30 分程度測定する。日傘有り無しの WBGT の差が大きい順に 5 データを抽出し、それらの平均値を日傘による WBGT 低減効果とする。 WBGT は JIS Z 8504 あるいは JIS B 7922 による。日射遮蔽率[%]は $1 - (\text{日傘下で測定した日射量} / \text{日傘に入射した日射量})$ で算出し、日射量は ISO9060:2018 におけるクラス B の日射計により測定する。
3. 衣 服 系	3.1 ファン付き作業服	ファンの送風量は JIS A 1431、バッテリー持続時間はバッテリー動作時間測定法（（一社）電子情報技術産業協会（JEITA））による。
	3.2 冷水作業服	氷を用いる場合の冷房能力の計算式は以下の方法による。 $(T1 \times 2.1 + 334 + T2 \times 4.19) \times \text{冷媒の重量 (kg)}$ (T1:氷の温度℃、T2:2 時間後の循環水の温度℃)

		また、保冷剤を用いる場合は、当該保冷材の比熱を用いること。
4. 計 測 機 器	4.1 WBGT 測定器	JIS B 7922 における精度測定方法による。

別表第 6 手数料（第 13 条）

区分	料金
1.新規登録審査	1.登録審査料金 正会員の場合：30,000 円 非会員の場合：60,000 円 2.複数商品登録審査料金 2 商品目意向を申請する場合 正会員：15,000 円 非会員：30,000 円 同一申請内で複数色申請の場合は 2 色目以降毎に 3,000 円
2.更新審査	1 シリーズごと商品につき 10,000 円（1 年ごと）
備考：上記料金は審査登録料金に限り、検査費用は含まれておりません。	

(様式第 1) (第 6 条関係)

令和 年 月 日

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事様

申請者 (住所)

(名称)

(代表者名)

印

登録申請書 (新規・更新)

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会が実施する暑さ対策商品登録制度について、登録制度実施要領第 6 条に基づき、以下のとおり申請します。

① 登録対象製品名・型番

② 登録を受ける対象部材名

③ 申請者連絡先等

別紙 1) のとおり

④ 製品データの詳細

(別紙 2 の 1) 及び (別紙 2 の 2) のとおり

⑤ 登録商品の要件合致証明資料

登録商品の要件を満たすことを証する証明書を添付すること。

⑥ その他添付資料

手数料振込み領収書の写し
登録対象製品の「基本仕様書」、「パンフレット」、「施工 マニュアル」、「施工実績」などの資料名称を記載の上、添付する。

(様式第 1 別紙 1) 事業者情報

会社名	フリガナ (全角)	
	会社名 (全角)	
担当者所属・役職	所属 (全角)	
	役職 (全角)	
担当者氏名	フリガナ (全角)	
	氏名 (全角)	
メールアドレス (半角)		
郵便番号 (半角)		
住所 (全角)		
電話番号 (半角)		
ファクス番号 (半角)		
ホームページ (半角)		

様式第 1 別紙 2 商品概要説明

1. 商品の概要

2. 商品の特徴・先進性・セールスポイント

3. 商品の取り扱い、施工上の留意点、設置場所の制約

4. メンテナンスの必要性、消費期限、寿命

5. 施工実績

6. 概算のコスト（単価など）

(様式第 1 別紙 2 その 2)

7. 既に実施された試験の結果

7. 1 登録商品等の要件に関する試験（資料添付） 試験項目・基準値・測定値等

7. 2 登録基準・第三者技術評価機関による試験結果（資料添付）

試験項目：

測定値等： 備考（事業名・測定者・条件など）

7. 3 その他、自社が有している試験結果（資料添付）

8. その他技術に関する補足事項

(様式第 1 別紙 3) 登録基準適合に係る根拠情報

1. 技術基準適合について

2. 安全基準適合について

3. 安心基準適合について

様式第2 第三者評価機関による技術基準に係る試験結果

様式第3 誓約書

誓 約 書

令和 年 月 日

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事様

申請者（住所）

（名称）

（代表者名）

印

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会が実施する暑さ対策商品登録制度に申請するにあたり、次の事項について特に留意し、暑さ対策登録制度実施要領並びに他の法令等を遵守することを誓約いたします。

1. 技術の申請について、偽りや不正を行いません。
2. 技術の申請について、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会から報告及び資料の提出を求められた場合は、正当な理由が無く拒否しません。
3. 登録を受けた技術と異なる技術について、登録を受けた技術と偽りまたは誤解させるような 行為を行いません。
4. 登録を受けた技術について、事故・苦情等の問題が生じたときは、当方がその一切の責任を負います。
5. 登録された技術の生産、製造又は販売を通じて、ヒートアイランド現象緩和に貢献するように努めます

(様式第4)(第10条関係)

登 録 証

令和 年 月 日

申請者

(住所)

(名称)

(代表者名)

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事

下記の対象製品については、一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会が実施する暑さ対策商品登録制度に基づき、暑さ対策及び熱中症の予防に資する登録基準に適合するものであることを認証します。

記

1. 登録番号

2. 登録対象製品名・型番

3. 設計上の留意点等

(様式第 5) (第 11 条関係)

令和 年 月 日

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事様

申請者

(住所)

(名称)

(代表者名)

印

更新申請書

令和 年 月 日 号により、登録を受けた下記の暑さ対策商品について、登録の更新を登録制度実施要領第 11 条に基づき、以下のとおり申請します。

① 認証対象製品名・型番

② 該当する暑さ対策商品

③ 申請者連絡先等 (別紙 1) のとおり

④ 製品データの詳細 (別紙 2 の 1) 及び (別紙 2 の 2) のとおり

⑤ 対象となる暑さ対策商品の要件合致証明資料

暑さ対策商品の要件を満たすことを証する証明書を添付すること。

⑥ その他添付資料

手数料振込み領収書の写し

認証対象製品の「基本仕様書」、「パンフレット」、「施工マニュアル」、「施工実績」などの資料名称を記載の上、添付する。

(様式第 6) (第 12 条関係)

令和 年 月 日

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事様

申請者

(住所)

(名称)

(代表者名)

印

登録マーク及び登録番号の表示に係る届出書

登録マーク及び登録番号の表示を行ったので、登録制度実施要領第 12 条第 3 項に基づき、以下のとおり届出します。

1 登録月日

2 登録番号

3 暑さ対策予防登録商品

4 登録を受けた商品名

5 その他（写真等）

(様式第 7) (第 14 条関係)

令和 年 月 日

一般社団法人日本ヒートアイランド対策協議会代表理事様

申請者

(住所)

(名称)

(代表者名)

印

譲渡申請書

令和 年 月 日 号により、登録を受けた下記の暑さ対策商品について、登録使用権を譲渡したいので、第 14 条第 2 項の規定に基づき、以下のとおり申請します。

① 登録対象製品名・型番

② 該当する暑さ対策商品

③ 登録番号・登録年月日

④ 登録有効期間

⑤ 登録マーク使用権の譲渡先

⑥ その他添付資料

手数料振込み領収書の写し

登録対象製品の「基本仕様書」、「パンフレット」、「施工マニュアル」、「施工実績」などの資料名称を記載の上、添付する。

(様式第8)(第14条関係)

令和 年 月 日

様

一般社団法人 日本ヒートアイランド協議会
代表理事 高橋 利郎

登録マーク使用権譲渡承認書

令和 年 月 日に申請のあった、登録マーク使用権譲渡については承認します。

